

区有財産の活用 素案と案との修正比較表

1. 学校跡地の活用

(1) 既に閉校になっている学校

本部素案					修正要因		修正案		
NO	施設名	暫定活用品	活用品	備考	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	暫定活用品	活用品	備考
	平和小学校 (面積:5,676㎡)	平成12年度出張所制度改革に伴い西部区民事務所として活用している。 なお、体育館、校庭及び教室の施設開放を実施している。	ワンストップサービスの拠点として区民事務所、西部保健福祉センター、保健センターを整備する。	近隣の老朽化した施設も併設整備する。	○西部区民事務所の整備の際には、近隣施設を含めた計画に(一般質問)	○老朽化している千早社会教育会館は、西部区民事務所の施設建替え時に新たな施設として移設する。 ○西部区民事務所を複合施設として新築する際に、千早及び目白図書館の統合併設を検討する。 ○(仮称)地域区民ひろば(以下、区民ひろばという。)候補地	平成12年度出張所制度改革に伴い西部区民事務所として活用している。 なお、事務所以外のスペースで施設開放事業(区民ひろばに再編後は、その事業に含まれる。以下同じ。)を実施している。	区民事務所、保健福祉センター、保健センター及び区民ひろばの機能を兼ね備えた施設を整備する。また、千早及び目白図書館を統合する場合には、統合図書館の併設も検討する。	平和小学校は、営団地下鉄有楽町線千川駅から徒歩5分程度の距離にあり、交通の便が良い。また、平成12年度から既存校舎を西部区民事務所で利用しており、地域に定着した施設となっている。さらに、区民事務所、保健福祉センター、保健センターと区の東西に配置する施設の候補地としては、バランスの取れた位置にある。
	西部保健福祉センター (面積:1,308㎡)		当面民間の貸付けを検討する。	2階部分は、要町第一児童館である。		○区民ひろば候補地	当面、併設の要町第一児童館と要町第一区民集会室を区民ひろばとして利用する。	平和小学校跡地に保健福祉センター及び区民ひろばを整備後、施設全体の資産活用(売却)を検討する。	西部保健福祉センター(床面積775㎡)、要町第一区民集会室(床面積204㎡)、要町第一児童館(床面積627㎡)、要町備蓄倉庫(床面積335㎡)の複合施設となっている。
	長崎健康相談所 (面積:1,499㎡)		当面民間への貸付けを検討する。なお、老朽化した公共施設の建替え用地としての活用も合わせて検討する。					平和小学校跡地に保健センターを整備後、老朽化した近隣の公共施設の建替用地としての活用、又は資産活用(売却)を検討する。	長崎健康相談所(床面積1,964㎡)と大気汚染測定室(床面積14㎡)の複合施設となっている。
	千早社会教育会館 (面積:956㎡)	【素案では記載なし】				○老朽化している千早社会教育会館は、西部区民事務所の建替え時に、新施設に機能の移設を検討する。		平和小学校跡地に区民ひろばを整備後、資産活用(売却)を検討する。	
	目白図書館 (面積:780㎡)					○西部区民事務所を複合施設として新築する際に、千早及び目白図書館の統合併設を検討する。	当面、併設の目白第一区民集会室は、区民ひろばとして利用する。	平和小学校跡地に千早及び目白の統合図書館が整備された場合は、資産活用(売却)を検討する。	目白図書館(床面積1,076㎡)と目白第一区民集会室(床面積77㎡)の複合施設となっている。
	千早図書館 (面積:1,036㎡)					○西部区民事務所を複合施設として新築する際に、千早及び目白図書館の統合併設を検討する。		平和小学校跡地に千早及び目白の統合図書館が整備された場合は、資産活用(売却)を検討する。	

本部素案					修正要因		修正案		
NO	施設名	暫定活立案	活立案	備考	要望等 ○ 議会からの意見 区民からの意見(請願等を含む) ● その他	再構築案(新たな提案)	暫定活立案	活立案	備考
	雑司谷小学校 (面積:4,687㎡)	(平成13年度校舎解体)	民間法人誘致(定期借地権方式)により福祉基盤を整備する。あわせて老朽化が進み園庭の狭い南池袋保育園を廃園し社会福祉法人立の認可保育所を誘致する。	区の特別養護老人ホームの待機者は577人(平成13年7月末現在)となっており、今後さらに増加が予想される。また、区内には介護老人保健施設がないことから、当該地に社会福祉法人立の福祉施設を誘致する。なお、当該敷地の容積を活用して中堅所得者層と高齢者向けの住宅も合わせて整備する。				次の施設整備を実施している。 整備手法 定期借地権(53年間)で用地を民間法人に貸し付け、当該法人が施設整備実施 施設内容 特別養護老人ホーム(92床) 身体障害者療護施設(11床) 介護老人保健施設(106床) 保育所(定員120人) 賃貸住宅(107戸) 竣工予定 平成17年3月	(平成13年度校舎解体)
	南池袋保育園 (面積:589㎡)		保育所の「遊び場」及び地域開放型広場として整備する。	社会福祉法人立の保育所が開設後に廃園する。				雑司谷小学校跡地に整備される認可保育所の開設後に廃止する。跡地については、防災機能を持った広場として整備し、保育所の「遊び場」としても利用する。	
	朝日中学校 (面積:4,681㎡)	体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。 巢鴨北中学校の建替えに伴う仮校舎として活用する。 (平成13年5月から平成15年10月まで学校法人大乘淑徳学園に貸付中)	巢鴨体育館と西巢鴨体育場の機能を併せ持つ総合体育館として整備する。	当該地は、都営三田線西巢鴨駅から100mで国道17号線に面し交通の便がよく体育施設の立地条件として良いこと。また、区の体育施設の配置から当該地はバランスが取れた位置にある。なお、巢鴨体育館は、老朽化が進んでいるが現在地での建替えは、接する道路等(道路が狭い)の関係から困難である。	○ テニスコートの整備など可能などから工事着手を。 ● (仮称)文化芸術創造センター構想	○ 区民ひろば候補地	当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。また、文化・芸術団体への活動場所の提供も検討する。 近隣の公共施設の建替えに伴う仮施設として活用する。	巢鴨体育館と西巢鴨体育場の機能と区民ひろばの機能を併せ持つ総合体育施設として整備する。	朝日中学校跡地は、都営三田線西巢鴨駅から100mで国道17号線に面し交通の便が良い。また、体育施設候補地としては、東部・中部・西部に配置する再構築の考え方にも見合ったバランスの取れた位置にある。
	西巢鴨体育場 (面積:3,907㎡)		今後想定される福祉基盤整備の用地として活用する。					朝日中学校跡地に総合体育施設を整備後、福祉基盤整備用地として活用する。なお、今後の施設需要の推移により、福祉基盤用地として使用しない場合には、資産活用(売却・貸付け)を検討する。	施設内容は、テニスコート(2面、全天候型)、アーチェリー場(5的、50m)、ゲートボール場(1,027㎡)となっている。
	巢鴨体育館 (面積:1,069㎡)		巢鴨図書館拡張用地として活用を検討する。			○ 巢鴨図書館及び巢鴨体育館の跡地への統合図書館の整備を検討し、老朽施設である駒込図書館の廃止を検討する。		朝日中学校跡地に総合体育施設を整備後廃止し、巢鴨図書館拡張用地としての活用を検討する。なお、巢鴨体育館と巢鴨図書館の敷地に駒込及び巢鴨図書館の統合図書館が整備された場合は、駒込図書館を廃止し、返却する。	施設内容は、プール(25m×11m、5コース)、競技場(30m×17.6m)、トレーニングルーム(98㎡)となっている。なお、建物は、建築後29年が経過し老朽化が進んでいるが、第一種中高層住居専用地域であること、前面道路が狭いことからこの敷地での建替えは困難である。

本部素案					修正要因		修正案		
NO	施設名	暫定活立案	活立案	備考	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	暫定活立案	活立案	備考
	日出小学校 (面積:4,495㎡)	当面は、現校舎を活用して私立学校等への貸付けを検討する。	環状5の1号線沿線の整備や池袋副都心の再生を視野に入れ、この地域の活性化につながる施設の誘致や庁舎・公会堂等の建設の可能性も併せて検討する。	当該地は、平成20年開通予定の環状5の1号線に接している。また、営団13号線(池袋～渋谷)の工事を実施され平成19年には開通する予定である。	○新庁舎は現在地以外の場所に ○新庁舎は現在地も含めて検討を ○新庁舎建設計画はやめるべき(一般質問) ○新公会堂は、交流施設との役割分担を踏まえ、計画規模をおさえるべき(一般質問) 南池袋小の校庭開放が始まるまで校庭開放の存続を(区民の声2件) ●音大へ校舎の一部を貸付		当面、体育館及び校庭で施設開放事業を実施する。校舎を私立学校等へ貸し付ける。	庁舎・公会堂建設の可能性を検討する。なお、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用(売却・貸付け)を検討する。	日出小学校跡地は、平成20年度開通を予定している環状5の1号線に接している。あわせて、営団13号線(池袋～渋谷)の工事を実施され平成19年度には開通し、その新駅も至近に設置される予定であり、交通の便が良い場所である。
	千川小学校[校舎敷地] (面積:8,678㎡)	当面、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。 西部区民事務所の建設に伴う事務所として活用する。	近隣公園として整備する。	みどりと広場の基本計画において、この地域は近隣公園(0.5～2ha)の不足地域となっている。環状6号線(山手通り)西側と放射36号線(要町通り)北側、地域には近隣公園が無い状況であり、近隣公園の整備が急がれている。	○学校跡地は公園でなく地域に役立つものを ○総合体育館は豊島体育館敷地と一体化して建設を(一般質問) 14陳情第53号「公共施設の再構築・区有財産の活用」の本部素案に対する陳情(要旨:豊島体育館敷地と一体化して体育施設の建設を)→審議未了	○学校跡地を整備し、中央地域、西部地域に近隣公園を2ヶ所以上設置する。これらの公園整備を進めていく。区民の要望にそった公園を整備する。 ○今後、公園整備を進めていく中で軽スポーツのできる広場やウォーキング等を楽しめるスペースを備えた公園を整備する。 ○区民ひろば候補地	当面、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。 西部区民事務所の建設に伴う仮事務所として活用する。	運動機能を有した近隣公園として整備する。なお、施設需要と財政基盤強化への対応とを比較考量し、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用(売却・貸付け)を検討する。	みどりと広場の基本計画において、この地域は近隣公園(0.5～2ha)の不足地域となっている。環状6号線(山手通り)西側と放射36号線(要町通り)北側の地域には、近隣公園がない状況であり、近隣公園の整備が急がれている。
	千川小学校体育館[飛地] (面積:1,480㎡)	当面は、体育館を施設開放事業として活用する。	社会福祉法人に用地を貸付け母子寮、認可保育所を整備する。	本区の母子寮は、平成5年までに2施設が廃止となり、現在、愛の家(20室)だけとなった。母子世帯を取りまく環境は未だに改善されておらず母子寮の整備が急がれている。なお、老朽化が進む高松第一保育園を廃園し、同敷地内に社会福祉法人立の保育園をあわせて整備する。	○豊島体育館と千川小体育館どちらかを残すべき(地域説明会)	○区民ひろば候補地	当面は、体育館で施設開放事業を実施する。	社会福祉法人の誘致により母子寮、認可保育所を整備する。	当該地の建築可能床面積は、約2,900㎡であり、保育園の園庭を計画しても、母子寮と保育所をあわせた施設(必要床面積2,000㎡程度)を建設することは可能である。
	高松第一保育園 (面積:911㎡)		売却も含め検討する。	千川小学校(飛地)に社会福祉法人立の認可保育所を整備後に廃園し、跡地の活用については売却も含め検討する。				千川小学校体育館跡地に認可保育園が整備された後に廃止し、資産活用(売却)を検討する。	
	千川二丁目児童遊園 (面積:424㎡)		近隣公園の整備後に売却も含め検討する。		○小規模公園の廃止・売却に反対 小規模公園売却に反対(地域説明会) 小規模公園はほとんど利用されていないので売却又は転用を(区民の声)			千川小学校跡地に近隣公園を整備後、存廃について検討し、廃止する場合には、資産活用(売却)を検討する。	

本部素案					修正要因		修正案		
NO	施設名	暫定活用例	活用例	備考	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	暫定活用例	活用例	備考
	時習小学校 (面積:7,971㎡)	当面、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。 現校舎を活用して私立学校等への貸付けを検討する。 西巣鴨中学校の建替えに伴う仮校舎として活用する。	池袋副都心の再生を視野に入れ、この地域の活性化につながる施設の誘致や庁舎・公会堂等の建設の可能性も併せて検討する。	池袋副都心に位置し建築可能床面積が3万㎡を超え多様な活用法が考えられる。	○新庁舎は現在地以外の場所に ○新庁舎は現在地も含めて検討を ○新庁舎建設計画はやめるべき(一般質問) ○新公会堂は交流施設との役割分担を踏まえ、計画規模をおさえるべき(一般質問) 現在の区役所を売却し、時習小跡地に区役所を(区政連絡会)		当面、校庭及び体育館で施設開放事業を実施する。 教室を文化芸術団体等へオフィスなどとして貸し付けることを検討する。 近隣の公共施設の建替えに伴う仮施設として活用する。	庁舎・公会堂建設の可能性を検討する。なお、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用(売却・貸付け)を検討する。	時習小学校跡地は、建築可能床面積が3万㎡を超え、想定される庁舎床面積の確保が可能である。

(2) 今後、閉校が予定されている学校

本部素案					修正要因		修正案		
NO	施設名	暫定活立案	活立案	備考	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	暫定活立案	活立案	備考
	旧高田小学校 [南池袋小学校 校舎] (面積:7,502㎡)	現在、高田小学校と雑司谷小学校と日出小学校の三校統合による南池袋小学校の校舎として活用している。 当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。	近隣公園として整備する。	この地域は近隣公園(0.5～2ha)の不足地域となっている。地域には雑司が谷公園(33.55ha)はあるが、近隣公園は無い状況である。	○学校跡地は公園でなく地域に役立つものを公園は必要ない。にぎわいがでる施設を(区民の声)野球などができるグラウンドに(区民の声)体育館は残して、利用させてほしい(区民の声) ●南池袋小学校仮校舎は平成15年度まで	○学校跡地を整備し、中央地域、西部地域に近隣公園を2ヶ所以上設置する。これらの公園整備を進めていくえでは、区民要望にそった公園を整備する。 ○今後、公園整備を進めていく中で軽スポーツのできる広場やウォーキング等を楽しめるスペースを備えた公園を整備する。	現在、高田小学校と雑司谷小学校と日出小学校の三校統合による南池袋小学校の校舎として活用している。 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。	防災機能を有した近隣公園として整備する。なお、施設需要と財政基盤強化への対応とを比較考量し、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用(売却・貸付け)を検討する。	みどり広場の基本計画において、この地域は近隣公園(0.5～2ha)の不足地域となっている。雑司が谷公園(33.55ha)はあるが、近隣公園はない状況である。
	雑司が谷中央 児童遊園 (面積:396㎡)		近隣公園の整備後に売却も含め検討する。		○小規模公園の廃止・売却に反対 小規模公園売却に反対(地域説明会) 14陳情第48号雑司が谷中央児童遊園存続を求める陳情→審議未了 公園の存続を(区民の声3件) 小規模公園はほとんど利用されていないので売却又は転用を(区民の声)			旧高田小学校敷地に近隣公園を整備後、存廃について検討し、廃止する場合には、資産活用(売却)を検討する。	
	雑司が谷二丁目四ツ家児童遊園 (面積:392㎡)		近隣公園の整備後に売却も含め検討する。		○小規模公園の廃止・売却に反対 小規模公園売却に反対(地域説明会) 公園の存続を(区民の声1件) 小規模公園はほとんど利用されていないので売却又は転用を(区民の声)			旧高田小学校敷地に近隣公園を整備後、存廃について検討し、廃止する場合には、資産活用(売却)を検討する。	
	真和中学校 (面積:7,252㎡)	道和中学校と真和中学校の統合後の新校の仮校舎として活用する。 当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。	近隣公園として整備する。	当跡地は近隣公園(南長崎一丁目仮児童遊園)の範囲の外れにあり、環状6号線が間にあること。また、環状6号線とJR山手線と西武池袋線に囲まれた地域には近隣公園は無い状況であるため、近隣公園の整備が望まれている。	○学校跡地は公園でなく地域に役立つものを ○既存施設を可能な限り、そのまま利用したい ○既存施設の活用にあたっては、住民が中心となって検討したい ○校庭を公園に、校舎を中高生の居場所、区民集会室等に ○地域住民が主体的に利用できる仕組みを	○学校跡地を整備し、中央地域、西部地域に近隣公園を2ヶ所以上設置する。これらの公園整備を進めていくえでは、区民要望にそった公園を整備する。 ○今後、公園整備を進めていく中で軽スポーツのできる広場やウォーキング等を楽しめるスペースを備えた公園を整備する。 ○区民ひろば候補地	道和中学校と真和中学校の統合後の新校の仮校舎として活用する。 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。 近隣の公共施設の建替えに伴う仮施設として活用する。	地域のいい健康増進の場としての機能を有した近隣公園として整備する。なお、施設需要と財政基盤強化への対応とを比較考量し、財政基盤強化への対応を優先すべきときは、資産活用(売却・貸付け)を検討する。	この地域は近隣公園(0.5～2ha)の充足地となっているが、近隣公園(南長崎一丁目仮児童遊園)とは、環状6号線で隔てられた位置にある。また、環状6号線、JR山手線、西武池袋線に囲まれた地域には、近隣公園がない状況であり、その整備が望まれる。
	目白五丁目児童遊園 (面積:430㎡)		近隣公園の整備後に売却も含め検討する。		○小規模公園の廃止・売却に反対 小規模公園売却に反対(地域説明会) 小規模公園はほとんど利用されていないので売却又は転用を(区民の声)			真和中学校敷地に近隣公園を整備後、存廃について検討し、廃止する場合には、資産活用(売却)を検討する。	

本部素案					修正要因		修正案		
NO	施設名	暫定活立案	活立案	備考	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	暫定活立案	活立案	備考
	大明小学校 (面積:8,123㎡)	当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。	西部地域大型児童館、社会教育会館を整備する。	当該地は、池袋駅に近い住宅地で近隣には池袋図書館もあり、子ども関係の施設を整備するには環境がよいことから幼児から高校生までの総合的な子ども施策の施設整備の候補地である。また、一部公園的な整備もあわせて進める。	15請願第6号大明小学校廃校跡の施設活用についての請願(要旨:既存施設を利用して高齢者施設、福祉・スポーツ施設、乳幼児と親、小学生、中高生の集まれる場所に 教室をSOHOビジネス、ベンチャービジネス向けに貸し出しを 事業の立上げ・運営は、NPO等との協働で)→採択 区内4大学の留学生の交流・滞在施設に 区と大学の共同プロジェクトを 子どもから大人まで創造あふれる事業展開の場に	○児童館機能のうち、中高生対応機能を受け持つ施設として、別途「(仮称)十代倶楽部」(以下、十代倶楽部という。)の整備を検討する。 ○十代倶楽部は、区内2ヶ所(東西)に整備する方向で検討する。 ○生涯学習の観点から区の各課事業を効果的に連携させるとともに、大学企業などとも協働して区民に学習機会を提供する機能を持ち、区民への各種情報提供と区民の自主的学習活動の拠点となる「生涯学習センター」を開設する。 ○区民ひろば候補地	当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。 校舎、敷地を地域福祉や地域活動の拠点、あるいは起業支援の場となるよう活用する。なお、具体的な活用内容や運営方法などは区民参画により検討する。	十代倶楽部、生涯学習センター及び区民ひろばを整備する。また、老朽化した近隣の公共施設の移転・併設も検討する。	生涯学習センターは、区内に1ヶ所整備する予定となっているところから、区民の利便性を考えると、区の中心部に位置し、池袋駅に至近で交通の便が良い場所が適当である。大明小学校敷地は、その条件を備えている。また、十代倶楽部は、生涯学習センターと類似した機能をもつことから、合築で整備することによりコストが削減され、合理的に使用できることが予想される。
	池袋第二児童館 (面積:617㎡)		隣接する池袋四丁目児童遊園も含め活用を検討する。	大明小学校跡地に大型児童館が整備後に廃止となる。		○児童館機能のうち、乳幼児対応機能は、区民ひろばとして再編する。 ○区民ひろば候補地	【項目削除】 区民ひろばに転用する施設として、「第2章 公共施設の再構築」で記載		
	青年館 (面積:307㎡)		社会教育会館整備後に廃止し売却を検討する。			○青年館は、老朽化のため廃止を検討する。		大明小学校敷地に生涯学習センターを整備後に廃止し、資産活用(売却)を検討する。	
	第十中学校 (面積:16,178㎡)	千早中学校と第十中学校の統合後の新校の仮校舎として活用する。千早中学校跡地に新校舎が建設後に閉校となる。 当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。	サッカーやラグビー競技が可能な多目的野外スポーツ施設として整備する。	区内にはサッカーやラグビーが出来るスポーツ施設がないことから区内に設置の要望が強くある。サッカーやラグビーの競技が可能な面積は約12,000㎡であり、当該跡地は、約16,000㎡と学校跡地の中では一番広く、当該地だけが競技場の確保が可能である。	15陳情第45号明豊中学校の新校舎建設についての陳情(要旨:統合新中学校の校舎は、第十中学校跡地に)		千早中学校と第十中学校の統合後の新校の仮校舎として活用する。 当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。	サッカーやラグビー競技が可能な運動公園として整備する。	区内にはサッカーやラグビーができるスポーツ施設がないことから、その設置要望が多くある。サッカーやラグビーの競技には、約12,000㎡以上の面積を要し、それを満たす敷地は、約16,000㎡の面積を有する第十中学校敷地だけである。

本部素案					修正要因		修正案		
NO	施設名	暫定活立案	活立案	備考	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	暫定活立案	活立案	備考
	長崎中学校 (面積:13,007 ㎡)	当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。 椎名町小学校の建替えに伴う仮校舎として活用する。	総合体育館(集会機能を含む)として整備する。	当該地は、放射7号線に面し、容積率対象可能面積約30,000㎡あり、豊島体育館の観覧席がある温水プール・トレーニングルーム等の建設を行うには相当の面積が必要である。 また、区の体育施設の配置から当該地はバランスの取れた位置にある。 なお、豊島体育館は、老朽化が進んでいるが現在地での建替えは、建築基準法上、現在の規模を確保することが困難である。	○落合南長崎駅には近いが区民の利用は少なく、区民が利用する上では交通の便が良いとはいえない(一般質問)		当面、体育館、校庭及び教室で施設開放事業を実施する。 近隣の公共施設の建替えに伴う仮施設として活用する。	総合体育施設(区民ひろばを含む。)として整備する。なお、住宅等の公共施設との併設の可能性も検討する。	長崎中学校敷地は、都営大江戸線落合南長崎駅から至近であり、放射7号線に面し交通の便が良い。また、体育施設候補地としては、東部・中部・西部に配置する再構築の考え方にも見合ったバランスの取れた位置にある。さらに、建築可能面積が約30,000㎡あり、豊島体育館のような観覧席がある競技場のほか、温水プールやトレーニングルーム等を備えた施設の建設が可能である。
	豊島体育館 (面積:4,156 ㎡)		自転車駐輪場及び今後想定される福祉基盤整備の用地として活用する。		○総合体育館は千川小跡地と一体化して建設を(一般質問) ○ワンストップサービス拠点の可能性検討(個別要望) 豊島体育館と千川小体育館どちらかを残すべき(地域説明会) 豊島体育館跡は文化施設に(地域説明会) 14陳情第53号「公共施設の再構築・区有財産の活用」の本部素案に対する陳情(要旨:千川小跡地と一体化して体育施設の建設を)→審議未了			長崎中学校敷地に総合体育施設を整備後廃止する。跡地については、自転車駐輪場及び今後想定される福祉基盤整備の用地として活用する。	豊島体育館敷地は、営団地下鉄有楽町線千川駅から至近であり、自転車駐車場の設置場所として適している。また、当該敷地は、100床程度の特別養護老人ホームの建設、あるいは心身障害者福祉センターを移築するための面積を有している。
	豊島プール (敷地は公園用地となっている)		西椎名町公園として整備する。	昭和40年に開設した豊島プールは、老朽化が進み平成12年度より休止している状況である。長崎中学校跡地に通年利用できる温水プールの整備を行う。	○豊島プール跡には公園でなく住宅を(一般質問)		仮自転車保管所、又はフットサルなどの競技ができるスペースとして活用することを検討する。	長崎中学校敷地に総合体育施設を整備後廃止し、西椎名町公園として整備する。	豊島プール敷地は、西椎名町公園の敷地の一部として、都市計画公園に位置付けられ、近隣公園となっている。しかし、豊島プールが存することで、オープンスペースが狭小となっているなど公園として有効利用ができていないところから、既存公園部分と一体的な整備が必要である。

出張所跡地としての記載は全削除。各項目は、「2. 区民ひろば発足により廃止される施設の活用」・「3. その他跡地等の活用」に移動、又は削除した。

本部素案			修正要因		修正案	
NO	施設名	活用品	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他 ○出張所跡地の売却に反対	新たな再構築の提案	活用品	備考
	旧第四出張所 (南池袋第二区民集会室)	南池袋小学校の学校開放の実施を待って廃止し、跡地については売却も検討する。	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	【2.「区民ひろばへの再編に伴う廃止施設の活用」に移動】	
	旧第七出張所 (南長崎第四区民集会室)	長崎中学校跡地に建設予定の総合体育館に集会室的機能を整備後に廃止する。跡地は、隣接する南長崎四丁目児童遊園の拡張用地とする。	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設		
	旧第八出張所 (長崎第一区民集会室)	代替施設の利用状況を勘案し、売却も含め検討する。	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設		
	旧第九出張所 (要町第三区民集会室)	一階部分については、民間への貸付を検討する。なお、2階部分は区民集会室として継続する。	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設		
	旧第十出張所 (駒込区民集会室)	一階部分については、駒込生活実習所の分室として活用する。なお、2階部分は区民集会室として継続する。	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	【項目削除】 区民ひろばに転用する施設として、「第2章 公共施設の再構築」で記載	
	旧第十一出張所 (池袋本町第三区民集会室)	簡易裁判所跡地に建設予定の清掃合同庁舎に集会室的機能を整備後に廃止し、跡地については売却する。	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	【3.「その他跡地等の活用」に移動】	

2. 区民ひろばへの再編に伴う廃止施設の活用【表題新設】
区民ひろばとして転用(暫定活用を除く。)する施設は除く。

本部素案			修正要因		修正案	
NO	施設名	活用法	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	活用法	備考
	南池袋第二区民集会室 (旧第四出張所)	【素案では、出張所跡地の「旧第四出張所」欄で活用法を記載	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後廃止し、資産活用(売却)を検討する。	
	南長崎第四区民集会室 (旧第七出張所)	【素案では、出張所跡地の「旧第七出張所」欄で活用法を記載】	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後に区民集会室は廃止する。跡施設は、区民ひろばとして暫定的に利用し、長崎中学校敷地に総合体育施設(区民ひろばを含む。)を整備後に隣接する公共施設の拡張用地として活用する。	
	長崎第一区民集会室 (旧第八出張所)	【素案では、出張所跡地の「旧第八出張所」欄で活用法を記載	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後廃止し、資産活用(売却)を検討する。	
	要町第三区民集会室 (旧第九出張所)	【素案では、出張所跡地の「旧第九出張所」欄で活用法を記載	○出張所跡地の売却に反対	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後廃止し、資産活用(売却)を検討する。	
	南池袋第一区民集会室	【素案では、その他跡地の活用の「南池袋児童館」欄で活用法を記載】	南池袋児童館は「不登校・ひきこもりの緩やかな居場所」に(区民の声)	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後廃止し、日出小学校跡地の活用や環状5の1号線の整備にあわせた面的整備用地として活用方法を検討する。	雑司が谷児童館第二学童クラブ室(床面積550㎡)と南池袋第一区民集会室(床面積93㎡)の複合施設となっている。なお、学童クラブ室は平成15年度中に廃止となる。
	巣鴨第二児童館	【素案では、その他跡地の活用の「巣鴨第二児童館」欄で活用法を記載】	○巣鴨第二児童館の存続を(一般質問) 15陳情第14号巣鴨第二児童館の存続を求める陳情→審議未了	○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	借上げ施設であり、区民ひろばに再編後廃止し、返却する。	
	東池袋第一区民集会室	【素案では記載なし】		○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後廃止し、資産活用(売却)を検討する。ただし、併設施設のため図書館移設まで暫定的に区民ひろばとして利用する。	東池袋第一区民集会室(床面積69㎡)と中央図書館(床面積2,873㎡)の複合施設となっている。
	東池袋第四区民集会室			○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	借上げ施設であり、区民ひろばに再編後廃止し、返却する。	
	目白第一区民集会室			○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後廃止し、資産活用(売却)を検討する。ただし、併設施設のため図書館廃止まで暫定的に区民ひろばとして利用する。	目白図書館(床面積1,076㎡)と目白第一区民集会室(床面積77㎡)の複合施設となっている。
	要町第一区民集会室			○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後、区民集会室は廃止する。跡施設は区民ひろばとして暫定的に利用し、平和小学校跡地に区民ひろばを整備後に資産活用(売却)を検討する。	西部保健福祉センター(床面積775㎡)、要町第一区民集会室(床面積204㎡)、要町第一児童館(床面積627㎡)、要町備蓄倉庫(床面積335㎡)の複合施設となっている。

本部素案			修正要因		修正案	
NO	施設名	活用品	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	活用品	備考
	雑司が谷児童館	【素案では記載なし】		○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後、児童館と区民集会室を廃止し、雑司が谷保育園の移設を検討する。	雑司が谷児童館(床面積593㎡)と雑司が谷区民集会室(110㎡)の複合施設となっている。
	池袋第一児童館			○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後廃止し、跡地は、併設の池袋幼稚園建替え時に大明小学校敷地と一体化して施設整備用地として活用する。	池袋第一児童館(床面積609㎡)と池袋幼稚園(床面積411㎡)の複合施設となっている。
	要町第一児童館			○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後、児童館は廃止する。跡施設は区民ひろばとして暫定的に利用し、平和小学校跡地に区民ひろばを整備後に資産活用(売却)を検討する。	西部保健福祉センター(床面積775㎡)、要町第一区民集会室(床面積204㎡)、要町第一児童館(床面積627㎡)、要町備蓄倉庫(床面積335㎡)の複合施設となっている。
	長崎第一児童館			○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後廃止し、資産活用(売却)を検討する。	
	池袋ことぶきの家			○区民ひろばへの再編に伴う廃止施設	区民ひろばに再編後、ことぶきの家と区民集会室を廃止し、資産活用(売却)を検討する。	池袋ことぶきの家(床面積511㎡)と池袋第一区民集会室(床面積173㎡)の複合施設となっている。

3. その他跡地等の活用

本部素案			修正要因		修正案	
NO	施設名	活用法	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	活用法	備考
	巣鴨体育館	巣鴨図書館の拡張用地としての活用を検討する。			【項目削除】 重複記載(「1. 学校跡地の活用」で記載)	
	南池袋児童館	日出小学校跡地の活用や環状5の1号線に伴う面的整備用地として活用方法を検討する。	南池袋児童館は「不登校・ひきこもりの緩やかな居場所」に(区民の声)		【2. 「区民ひろばへの再編に伴う廃止施設の活用」に移動】 南池袋第一区民集会室として記載	
	要町第二児童館	要町ことぶきの家と併設していることから、地域福祉の施設として整備を検討する。		○区民ひろば候補地	【項目削除】 区民ひろばに転用する施設として、「第2章 公共施設の再構築」で記載	
	巣鴨第二児童館	借上げ施設であり廃止後に返却する。	○巣鴨第二児童館の存続を(一般質問) 15陳情第14号巣鴨第二児童館の存続を求める陳情→審議未了		【2. 「区民ひろばへの再編に伴う廃止施設の活用」に移動】	
	男女平等推進センター(エボック10)	生活産業プラザ等の区施設に移設を検討する。借上げ施設は移転後に返却する。	○移転に反対		借上げ施設であり、区有施設への移設後、返却する。	
	旧池袋第四保育園	社会福祉法人の誘致により知的障害者入所更生施設及び通所授産施設を整備する。			社会福祉法人の誘致により、知的障害者入所更生施設(定員38名)及び通所授産施設(定員40名)を整備中である。(平成16年4月開設予定)	平成14年度中に建物が解体され、更地となっている。
	青年館建設予定地	用途変更等活用方法を検討する。			当面、仮自転車保管所として活用し、その機能が他の場所で代替でき次第、資産活用(売却)を検討する。	仮自転車保管所(収容台数850台)として利用中
	中央図書館	平成17年完成予定の東池袋四丁目地区市街地再開発ビルに新中央図書館を整備する。跡地については、売却も含め検討する。	新中央図書館に移転後も今の図書館は地域館に(区民の声)		東池袋四丁目地区市街地再開発ビルの新中央図書館整備後、跡地について資産活用(売却)を検討する。 なお、併設の東池袋第一区民集会室は、中央図書館移設まで区民ひろばとして利用する。	東池袋四丁目市街地再開発の業務棟の2階から5階の床(約6,000㎡)を取得し、図書館と交流施設を整備する。
	池袋本町第三区民集会室(旧第十一出張所)	簡易裁判所跡地に建設予定の清掃合同庁舎に集会室的機能を整備後に廃止し、跡地については売却する。	○出張所跡地の売却に反対		簡易裁判所跡地に建設予定の清掃合同庁舎に集会室的機能を整備後に廃止し、資産活用(売却)を検討する。	

東池袋四丁目再開発ビルの保留床の取得としての記載は全削除。各項目は、「3. その他跡地等の活用」に移動、又は削除した。

本部素案				修正要因		修正案	
NO	施設名	活用法	備考	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	活用法	備考
	中央図書館	平成17年完成予定の東池袋四丁目地区市街地再開発ビルに新中央図書館を整備する。跡地については、売却も含め検討する。	東池袋四丁目市街地再開発の業務棟の2階から5階の床(約6,000㎡)を取得し、図書館と交流施設を整備する。	新中央図書館に移転後も今の図書館は地域館に(区民の声)		【「3. その他跡地の活用」に移動】	
	交流施設	音楽、演劇、公演会、展示会など、多用途に対応できる空間可変設備のフリースペースと会議室などを整備する。		芸術劇場があるので劇場をつくる必要なし(地域説明会)		【項目削除】	

4. 用地の取得

本部素案				修正要因		修正案	
NO	施設名	活用法	備考	要望等 ○施設用地特別委員会・一般質問 区民の意見(請願陳情を含む) ●その他	新たな再構築の提案	活用法	備考
	JR東日本駒込社宅用地	周辺の区有地等を含め都市計画公園(2.0ha以上)として整備できるか検討する。	JR東日本駒込社宅が平成15年3月に廃止となる予定である。	●取得を断念		【項目削除】	
	(財)癌研究会付属病院用地	都市基盤整備公団が防災公園街区整備事業で整備後に一部を防災公園として取得することを検討する。	(財)癌研究会付属病院が平成16年に臨海副都心への移転を計画している。	○癌跡地に特別養護老人ホームを(一般質問) 診療所や高齢者福祉施設を ●取得決定		都市基盤整備公団が防災公園街区整備事業で整備後に一部を防災公園として取得する。また、当該整備事業で市街地整備する部分への公益施設の誘致についても検討する。	(財)癌研究会付属病院は平成16年に臨海副都心に移転することが予定されている。
	清掃事業所用地	防災生活圏促進事業等により防災広場及び区営住宅(池袋本町二丁目区営住宅建替え)用地としての取得について検討する。	池袋本町一丁目に区が建設予定の清掃合同庁舎が完成する平成17年に都へ返還することとなる。	○清掃車庫跡地を取得して、区営池袋本町二丁目住宅の建替え用地に(一般質問) ●防災生活圏促進事業は平成16年度に終了、17年度以降居住環境総合整備事業を導入予定		防災生活圏促進事業等により防災広場又は区営住宅(池袋本町二丁目区営住宅建替え)用地としての取得について検討する。	現在建設中の清掃合同庁舎に平成16年度に移転するまで、清掃事業所(車庫)として使用する。